

「国立公園内における許可、届出等の取扱要領」一部改正の概要

環境生活部自然保護課

自然公園法（昭和32年法律第161号）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）の一部改正（令和4年4月1日施行）等により発生した、「国立公園内における許可、届出等の取扱要領」における引用条項のずれを修正し、別記様式について、「国立公園内における許可、届出等の取扱要領」を参考とし、使用している用語について整理する等、所要の整理を行った。

【改正内容】

1 引用条項の修正等

- (1) 第4 第1項中「同条第36項」を「同条第37項」に改める。
（自然公園法施行規則の一部改正（令和4年4月1日施行）に伴う改正）
- (2) 第5 第2項（1）中「趣旨」を「種子」に改める。
- (3) 第12 中「第13条の17」を「第13条の18」に改める。
（自然公園法施行規則の一部改正（令和元年12月14日施行）に伴う改正）
- (4) 第18 中「法第23条第3項第7号」を「法第23条第3項第8号」に改める。
（自然公園法施行規則の一部改正（令和4年4月1日施行）に伴う改正）
- (5) 第19 中「平成17年10月3日付け環自国第051003001号環境省自然環境局長通知」を「令和4年4月1日付け環自国第22040115号環境省自然環境局長通知」に改める。
（「国立公園内における許可、届出等の取扱要領」の全部改正（令和4年4月1日施行）に伴う改正）

2 様式の整備

- (1) 申請者及び届出者の押印を廃止する。
- (2) 申請書及び届出書に記載された備考「1. 添付図面」において、添付図面の縮尺を「〇〇以上」から「〇〇程度」に変更する。
（自然公園法施行規則改正（令和4年4月1日施行）に伴う改正）
- (3) 申請書及び届出書に記載された備考「2. 注意」において、申請に関する連絡先を記入する旨を追加する。
- (4) 申請書及び届出書に記載された備考「2. 注意」において、申請書の用紙の大きさの指定を「日本工業規格」から「日本産業規格（JIS）」に変更する。
（工業標準化法（現：産業標準化法）改正（平成31年7月1日施行）に伴う改正）
- (5) その他所要の整理を行う。